

## 議案第 31 号

臼杵市の公の施設を日出町の住民が利用することに関する協議について

臼杵市の公の施設を日出町の住民が利用することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

### 1 公の施設の名称及び所在地

次の表のとおり

名 称	所在地
臼杵市立臼杵図書館	臼杵市大字 6 番地の 16
荘田平五郎記念こども図書館	臼杵市大字臼杵 5 番地の 1
臼杵市立臼杵図書館野津分館	臼杵市野津町大字野津市 184 番地

### 2 利用方法

利用に係る公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

### 3 経費の負担

公の施設の管理に要する経費は、臼杵市の負担とする。

理 由

臼杵市の公の施設の一部を日出町の住民が利用することについて、協議した

いので提出する。